

会 議 録

会 議 の 名 称	ふじみ野市自治組織集会施設審議会 第7回会議			
開 催 日 時	令和4年8月8日(火) 開会時刻 午後2時00分 閉会時刻 午後3時35分			
開 催 場 所	市役所第2庁舎3階B301会議室			
出席委員の氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	委員	古市 太郎	委員	芦川 幸吉
	委員	有山 皓造	委員	梶村 善忠
	委員	原田 晴男	委員	西村 幸久
	委員	樂山 久	委員	南 敏夫
	委員	川田 忠孝	委員	
欠席委員の氏名	委員		委員	
会 議 の 議 題	1 開 会 2 会長挨拶 3 議 事 答申(案)について 4 その他 5 閉 会			
会 議 の 公 開 又 は 非 公 開 の 別	公開・非公開			
会 議 の 非 公 開 の 理 由				
傍 聴 人 の 数	なし			
発 言 の 内 容	別紙「発言の要旨」のとおり			
会 議 資 料	別添のとおり			
事 務 局	本橋部長、内田主幹、松島係長、柴田			
議事の確定	確定年月日	令和4年8月23日		
	記名押印	会長 古市 太郎 ㊟		

別紙

発言者	発言の要旨
事務局	1 開 会
古市会長	2 会長挨拶
	3 議 事
古市会長	<p>それでは、議事に入ります。 本日の議事は、次第3の答申(案)についてです。 それでは、配布した資料の説明を事務局に求めます。</p>
事務局	【資料説明】
古市会長	<p>ありがとうございました。 ただ今、配布した資料について、事務局より説明がありました。 前回の会議では、自治組織の集会施設の管理・運営方法の方針案を定めるにあたり、項目ごとに課題の洗い出しがなされ、事務局に答申(案)の作成をお願いしたところでした。 本日は、資料にある答申(案)について皆様からご意見をいただき、方向性を確定できればと思います。 それでは、答申(案)の項目ごとにご意見をいただければと思います。</p>
古市会長	<p>【1 管理人選出方法について】</p> <p>まず、答申(案)1の管理人選出方法についてです。 この項目のポイントは、公営・民営問わず各地域の合意の下で管理人が選出されている点と、管理人に対する報酬が財政的に負担になっているため、財政的支援を行政に要望したいという点になります。 こちらについて、別の文言や表現の方が分かりやすいといったご意見があればお願いします。</p>
樂山委員	<p>大井地域は主に分館を使っているのですが、行政から町会に対して管理人の選出依頼が来ます。東地域はどのように選出されているのですか。</p>
事務局	<p>東地域は施設を自治組織が所有しているので、行政からの依頼ではなく、各地域で選出し運営されています。</p>
樂山委員	<p>今後、分館の管理人選出については、協働推進課から選出の依頼が来るのでしょうか。</p>
事務局	<p>来年度からはその予定です。</p>
樂山委員	<p>大井地域は行政から依頼が来て選出をしていて、東地域は独自で選出している</p>

	<p>ので、方法が異なるような認識を受けます。</p>
事務局	<p>地域の中から選出しているという点については共通しているかと存じておりま す。</p>
川田委員	<p>これをきっかけに、選出方法を統一していくべきだと思います。</p>
古市会長	<p>選出方法において、どちらの地域も自治組織を通して選出されている点に変わ りはございません。ただし、大井地域は行政から地域に選出依頼をして、地域か ら選出されています。</p> <p>ここで確認したいことは、地域から自治組織を通してボトムアップの形で選出 していく方法か、行政から自治組織のどなたかを選出してもらい依頼を掛ける方 法かを統一すべきということでしょうか。</p>
川田委員	<p>その通りです。</p>
梶村副会長	<p>管理人とは誰を指しているものなのかが分かりにくく感じました。</p>
樂山委員	<p>分館長のことを管理人という風に考えてよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>ここで少し整理させていただきたいのですが、今ご議論されている内容は、分 館の管理・運営の話になってきてしまっていると思います。</p> <p>この審議会は、自治組織が所有している集会施設の管理・運営方法についてご 議論いただくというのが趣旨となっており、これまでの審議会では皆様から、各 地域でそれぞれの選出方法があり、その方法は今まで通り継承していくべきとい うご意見がありましたので、このような答申(案)となっています。</p> <p>また、報酬に対しては、各自治組織の負担に差があるので、この差については 埋めた方がいいというご意見でしたので、答申(案)に反映させております。</p>
原田委員	<p>集会施設が統一されていない状況で、管理人がどのような位置づけかを議論し ていくと話が進まなくなってしまうので、方針を定める必要はないと答申 (案)に盛り込んでいます。</p> <p>管理人の定義を決めるのは、集会施設の在り方を統一する議論になったときだ と思います。</p> <p>なので、この答申(案)のとおりでよろしいかと思います。</p>
南委員	<p>管理人の仕事を把握しておかないと、同じ管理人でも差が出てきてしまうので はないでしょうか。</p>
芦川委員	<p>その他の「付帯意見」になりますが、民設民営の集会施設では、市に移管する ことを1つの時期にまとまった形で行う必要があるかと考えています。ただし、 移管した後の集会施設の取扱いについても答申(案)に盛り込むべきかと思いま す。</p>

古市会長	<p>そちらについては、後程議論しましょう。</p> <p>また、1 管理人選出方法については、各地域によって様々な方法で合意の下、管理人が選出されていて、その方法が実態に即しているため統一する必要はなく、その状況が分かったことから、財政的支援を要望するという認識でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>【一同了承】</p> <p>【2 予約方法について】</p>
古市会長	<p>続いて、答申(案)の2 予約方法について、まずはお目通しをお願いいたします。</p>
樂山委員	<p>自治組織側が申込者に連絡する際の電話代の負担が懸念されます。</p> <p>実際にコロナの影響で分館が利用できなくなった際、管理人が申込者に対して利用できない旨を電話して、費用が掛かったことを記憶しています。</p>
事務局	<p>コロナの影響での予約者に対しての連絡は、行政から行っておりましたが、分館長の中には念を押して連絡してくださった方もいらっしゃったようで、電話代がかかってしまったようです。</p>
古市会長	<p>答申(案)の「・」が2つあるのは、2つの事例という意味でしょうか。</p>
事務局	<p>その通りです。表現を「・」ではなく事例1、事例2といった形に修正します。</p>
川田委員	<p>専用電話を置く時代ではないと思います。</p>
古市会長	<p>この専用電話というのは、固定電話の認識なのでしょうか。</p>
事務局	<p>固定電話ではなく、携帯電話の認識です。</p>
川田委員	<p>果たしてこの方法が徹底されるのでしょうか。</p>
古市会長	<p>利用者が若くなればなるほど、携帯電話(スマホ)での申込みという傾向にあります。</p>
川田委員	<p>これはいい案ではないと思います。</p>
古市会長	<p>今までの方法で上手く運営できている地域は、今までどおりの運営をしていただき、専用電話の方法も答申(案)に残しても良いと思います。</p>
原田委員	<p>すべての集会施設を視察したわけではないので、答申(案)のような「好事例を推奨する」という書き方ではなく、事例として紹介するといった書き方に留めて</p>

	<p>おいた方がいいと思います。</p> <p>また、専用電話というと、固定電話を想像される方も多いかと思うので、携帯電話と補記するのはいかがでしょうか。</p>
南委員	こちらの事例は付与と貸与どちらでしょうか。
事務局	上野台二・三丁目自治会で所有されているので、貸与という形になります。
原田委員	それでは、原田委員と南委員からご意見があった箇所の修正をお願いします。
事務局	承知しました。
各委員	<p>【一同了承】</p> <p>【3鍵の貸出方法について】</p>
古市会長	続いて、答申(案)の3鍵の貸出方法についてのお目通しをお願いいたします。こちらについても、「推奨する」という言い回しは修正をお願いします。
南委員	鍵ボックスの暗証番号を回覧で周知してしまったら、暗証番号にならないのではないのでしょうか。
事務局	鶴一会館の視察をした際に、地域の利用者間で周知をしているとご説明がありましたので記載させていただいております。
原田委員	回覧ではなく、役員間で共有していると記憶しています。
事務局	周知方法については、改めて確認いたします。
古市会長	事例としては答申(案)に記載する形にしましょう。他に何かございますか。
有山委員	管理人から借用し、管理人宅に設けた鍵ボックスに返却するという方法を取り入れている地域が一番多い印象です。
原田委員	東地域はこの方法が大半かと思います。
古市会長	こちらの記載内容についても問題はないでしょうか。
各委員	<p>【一同了承】</p> <p>【4清掃方法について】</p>
古市会長	続いて、答申(案)の4清掃方法についてのお目通しをお願いいたします。こちらについても、「推奨する」という言い回しは修正をしてください。

	<p>答申(案)の4から6までは財政的な話が出てきます。まずは梶村副会長から何かご意見ございますか。</p>
梶村副会長	<p>①に記載のある、利用後に利用者が清掃するというのは当然のことなので、答申(案)に盛り込む必要はないと思います。</p>
事務局	<p>普段使っている方は、利用後の清掃が当たり前なので問題ないかと思いますが、1回限りの利用者については利用後の清掃という考え方がベースにない方もいらっしゃるので、盛り込んだ方がいいと考えています。</p>
梶村副会長	<p>「使った備品は所定の位置に戻す」という一文を追加していただきたいです。</p>
古市会長	<p>答申(案)の中に「報酬額の統一を図る必要がある」とありますが、こちらはいかがでしょうか。</p>
原田委員	<p>答申(案)において、地域によって様々であるという地域性を謳っておきながら、報酬額の統一を図るということは矛盾しています。</p>
古市会長	<p>それでは、報酬額の統一の一文は削除しましょう。</p>
南委員	<p>「財政的支援の検討を市に要望」の「検討」を削除した方がいいかと思えます。</p>
古市会長	<p>そうすると、1と、4から6まで同様の書き方になりますがよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>【一同了承】</p> <p>【5備品・消耗品の購入方法について】</p>
古市会長	<p>続いて、答申(案)の5備品・消耗品の購入方法についてのお目通しをお願いいたします。</p>
芦川委員	<p>市の財政的支援を受けるのであれば、どのようなものをどのような目的で必要であるといった報告の義務があるのではないですか。</p>
原田委員	<p>購入するに際して、テレビや冷蔵庫等も備品に該当してしまうので、購入品目等を事前に行政と調整するシステムは必要かと思えます。</p>
事務局	<p>地域ごとに必要な備品は変わるということで、このような文言にいたしましたのが、皆様からすると何でも買っていいという風に見えることが分かりましたので、誤解の生まれないような文言に修正いたします。</p>
芦川委員	<p>市の支援を受けなければ、各自治組織の判断で必要な備品を購入することは当</p>

	<p>然可能ですが、支援を受ける場合は同じようにはいきません。</p>
南委員	<p>自治組織の規模がそれぞれ違うので、一律平等の補助という点については検討する必要があります。</p>
古市会長	<p>購入方法の説明が少し甘いので、事前に調整する必要がある旨の文言を追加した方がいいかと思います。</p> <p>【6 修繕の実施について】</p>
古市会長	<p>続いて、答申(案)の6 修繕の実施についてのお目通しをお願いいたします。</p>
原田委員	<p>修繕が必要になっている集会施設については、建替えの時期に来ているということです。だからこそ、早めに方向性を決めていきたいです。</p>
古市会長	<p>他に何かございますか。</p>
原田委員	<p>このように答申(案)を見ていくと、自治組織に対して財政的支援が必要ということが分かります。</p> <p>逆に言うと、集会施設が市の施設に移管されたとしても、全く同じ費用が必要になるということです。</p> <p>また、このような自治組織の問題に関しては、他の自治体においても手が付けられていない状況であるため、ふじみ野市で方向性を出していくことによって、他の自治体でも参考になるのではないかと思います。</p> <p>【その他（付帯意見）について】</p>
古市会長	<p>最後に、その他についてのお目通しをお願いいたします。</p>
芦川委員	<p>集会施設が老朽化した後の対応についても、盛り込んでいただきたいです。</p>
古市会長	<p>寄附ではなく、移管という書き方で問題ないでしょうか。</p>
事務局	<p>寄附はものを渡すというイメージになります。一方で、移管は建物の管理を地域がこれ以上していくことが難しいため、今後の管理を市にお願いをしたいという意味でこの言葉を使わせていただきました。</p>
古市会長	<p>承知しました。</p>
原田委員	<p>集会施設が市に移管になった場合、所有権移転登記が必要になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>自治組織所有の集会施設については、基本的に自治組織自体が法人格を持たない団体なので、登記ができません。</p>

原田委員	自治組織が所有している施設でも、登記しているものがあつたと記憶していません。
事務局	認可地縁団体として登録している自治組織においては、法人格を有しているので登記が可能となります。 なお、現在登録されている認可地縁団体は、下福岡自治会・中央二丁目町内会・鶴ヶ岡一丁目町会の3団体になります。
古市会長	自治組織によって、法人格の有無があるので、今後の取扱いについては調べておいてください。
古市会長	いま議論している付帯意見については、次の審議会の方への課題となります。他に皆さんからご意見はありますか。
原田委員	「地域が所有」ではなく「自治組織が所有」に修正をしていただきたいです。また「市へ移管する」を「将来的に市へ移管する」に修正をお願いします。
事務局	承知しました。
古市会長	他に何かございますか。
各委員	【意見なし】
古市会長	ありがとうございます。 答申(案)につきましては、ひととおり方向性が定まったかと思います。 では、皆さんの意見が存分に出されたところで、本日の審議は以上とさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	【一同了承】
古市会長	ありがとうございます。 本日の議事とされていた、「答申(案)について」は、無事終了しました。 今回は、答申(最終案)についての審議を予定しております。審議に時間を費やすため、本日の意見集約を元に、答申(最終案)の作成を事務局にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	【一同了承】
	4 その他
古市会長	ありがとうございます。 それでは、次第4の「その他」について、事務局よりお願いいたします。

事務局	次回の審議会は10月18日(火)の13時30分より、市役所本庁舎3階A301会議室で予定しております。よろしくお願いいたします。 事務局からは以上です。
古市会長	以上をもちまして、第7回審議会を終了いたします。 長時間にわたり、お疲れ様でした。 5 閉 会